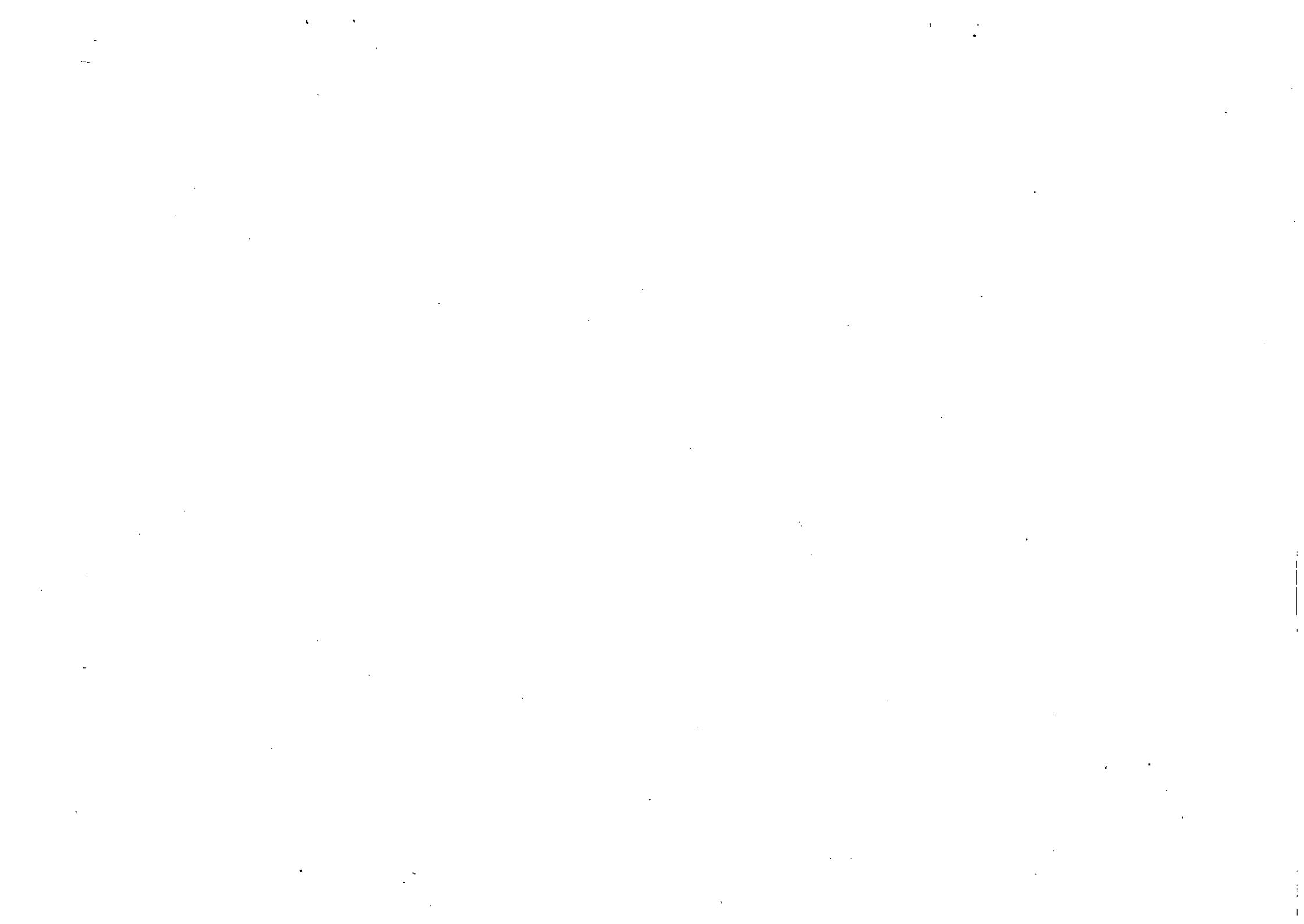


参 考

各社会保険事務局における不適正処理の概要

北海道	1
青森	2
宮城	3
秋田	4
福島	5
茨城	6
群馬	8
埼玉	9
千葉	11
東京	13
神奈川	14
新潟	15
山梨	16
長野	17
岐阜	18
静岡	20
愛知	23
三重	25
滋賀	26
京都	27
大阪	28
兵庫	33
奈良	35
島根	36
愛媛	37
高知	39
佐賀	40
長崎	41
熊本	42
鹿児島	44
沖縄	45



北海道社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（苫小牧 計326件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（北見 計27件）

※ (1)、(2) ともに、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
 - 苫小牧社会保険事務所【(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

平成18年3月31日、担当課長が、被保険者本人のため、納付率の向上のためとして、独断で実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年3月31日、所得情報に基づき全額免除に該当する者について、4月、5月で申請書を受領することを前提に、先行して計326件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

- 北見社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月から、担当課長及び担当係長が、被保険者へのサービスの一環として、自ら実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年7月から3月までの間、戸別訪問及び電話納付督励時において、本人の了解を得た上で申請書を代筆し、計27件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

青森社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（青森、弘前 計3, 455件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（青森、弘前 計103件）

※ (1)については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2)については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

- ①青森社会保険事務所【(1) (2); 先行入力型】

- 〔経緯〕

平成18年4月21日、電話による申請受付も効果が上がらず、年度末の免除計画件数を達成するためとして、所長が実施を指示。

- 〔実施内容〕

平成18年4月28日、本人の申請意思を後日確認することとし、意思確認ができない場合は取り消すことを前提に、先行して計230件の免除処理を行った。なお、承認通知書は廃棄した。

- ②弘前社会保険事務所【(1) (2); 先行入力型】

- 〔経緯〕

平成17年12月22日の所内国民年金特別対策本部会議において、12月の目標納付率を達成するため、所長が実施を指示。

- 〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当する者について、本人から申請書を受理することを前提に、先行して計3, 225件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

- ①青森社会保険事務局

- 〔経緯・実施内容〕

平成18年2月17日の事務局国民年金特別対策本部会議において、再三にわたる戸別訪問でもなかなか本人と面談できないという報告が弘前事務所からあった際に、事務局担当官の提案を受けて、電話による申請受付の実施を決定し、局長が各所長に指示。これを受け、管内の2事務所において実施。

- ②青森社会保険事務所

- 〔経緯〕

平成18年4月20日、年度末の免除計画件数を達成するためとして、事務局からの指示もあったことから、所長が担当課長に実施を指示。

- 〔実施内容〕

平成18年4月に、電話により申請意思の確認と代筆の了解を得て、計30件の免除処理を行った（事蹟なし）。

- ③弘前社会保険事務所

- 〔経緯〕

平成18年2月17日の事務局会議を受け、同日の所内国民年金特別対策本部会議において、所長が実施を指示。

- 〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話により申請意思の確認と代筆の了解を得て、計73件の免除処理を行った（事蹟なし）。

宮城社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（石巻 計702件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○石巻社会保険事務所【(1) (2); 先行入力型】

[経緯]

平成17年12月28日、分母対策として、担当課長が独断で自ら実施。所長は知らなかつた。

[実施内容]

平成17年12月28日、担当課長が、全額免除、納付猶予が見込まれる者について、平成18年4月末までに免除の申請書が提出されない者については取消を行うことを前提に、先行して702件の免除処理を行つた。なお、承認通知書は作成していない。

秋田社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（鷹巣 計127件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○鷹巣社会保険事務所【(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所長、担当課長らによる所内打合せにおいて、年金受給権の確保のためとして、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月29日、30日に、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、申請書は受理するということを前提に、先行して計127件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

福島社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（東北福島 計963件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○東北福島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月中旬、担当官が、11月・12月の目標納付率の達成のための行動計画の一環として提案し、担当課長に相談の上、実施を決定。所長には事後報告した。

〔実施内容〕

平成17年11月頃から平成18年3月にかけて、前年度免除者で未納者、長期未納者等に対し、電話で本人の意思確認を行い、申請書を代筆し、計963件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

茨城社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（水戸南 計41件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(水戸南、土浦、日立、下館、水戸北 計2,641件)

※ (1)については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2)については、事務局が、実施を了承。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①水戸南社会保険事務所【(1)(2); 単純型】

〔経緯〕

平成18年2月28日、2月の目標納付率の達成のためとして、担当次長が独断で実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年2月28日、担当次長が、自身の担当分の未処理分41件について、所得情報に基づきほぼ確実に全額免除又は若年者納付猶予に該当すると思われる者について、本人の意思を確認せずに、自ら先行して免除等の入力を行った。なお、承認通知書は作成していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①茨城社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成18年2月上旬、局長が事務局課長から、土浦、下館の両事務所で申請の電話受付を行っている旨の報告を受け、局長が追認。
- 平成18年2月20日の事務局国民年金特別対策本部会議において、土浦、下館の両所長から、申請の電話受付が有効な手法である旨紹介され、全事務所で取り組むことを局長が了承。
- 最終的に管内全事務所において実施。

②水戸南社会保険事務所

〔経緯〕

事務局対策会議を踏まえ、平成18年2月22日に、所長が実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計223件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

③土浦社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月末頃の所内打合せにおいて、社会保険大学校受講時の雑談で関西方（具体的な事務局名は不明）で申請の電話受付をしていることを聞いた担当課長から情報提供があり、所長が実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計1,282件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

④日立社会保険事務所

[経緯・実施内容]

事務局対策会議を踏まえ、平成18年2月22日の所内会議で所長が提案したが、職員の賛同が得られず実施を見送った。

その後、平成18年3月に事務局が支援を行った際、事務局職員が電話受付を行い、4月には、新所長（前事務局国民年金対策官）自らが電話受付を実施し、計38件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑤下館社会保険事務所

[経緯]

平成18年1月末の所内対策会議において、所長が提案し、実施する方針を決定。
[実施内容]

平成18年1月以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計707件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑥水戸北社会保険事務所

[経緯]

平成18年2月10日の所長会議の休憩時間中において、管内他事務所長から申請の電話受付が有効との情報を得た所長が、同月16日の所内課長会議において、実施する方針を決定。

[実施内容]

平成18年2月16日以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、3月上旬から事務局の支援も受けて、計391件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

群馬社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（前橋 計114件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（高崎 計135件）

※ (1)、(2)ともに、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○前橋社会保険事務所【(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月、年末の目標納付率を達成するため、所長が担当課長に実施を指示。
〔実施内容〕

平成17年12月28日、電話・戸別訪問等により免除申請書の提出を約束した者であって、未提出のものについて、先行して計114件の免除処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○高崎社会保険事務所

〔経緯〕

免除勧奨を行う中で、「申請は行政サービスでやってもらいたい」という依頼があつたことがきっかけとなり、平成17年12月中旬の所内打合せにおいて、担当課長が、行政サービスの一環として実施するよう職員に指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月中旬から年度末にかけて、電話勧奨を実施していく中で、本人等の申請意思は確認できるが、多忙等の理由で申請が困難であり、申請書の代筆依頼があつた場合に、職員が申請書を代筆し、計135件の免除等処理を行った（事蹟なし 70件 事績あり 65件）。

なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった（36件（平成17年度分））。

埼玉社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(浦和、熊谷、大宮、春日部、所沢 計 12, 734 件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(浦和、熊谷、川越、大宮 計 432 件)

※ (1)、(2) ともに、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①埼玉社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成 18 年 1 月初め頃、浦和事務所から先行入力の実施について報告があり、その後、収納率の向上を図る必要があると判断される事務所に対して、必要に応じて先行入力じてはどうかと担当課長等が指導。局長は追認していた。

管内 7 事務所中 5 事務所において実施。

②浦和社会保険事務所 【(1) (2); 先行入力型】

〔経緯〕

所得情報に基づき納付猶予対象者が特定できるようになったことから、平成 17 年 1 月 9 日の所内収納対策会議において、納付率向上のため、所長が実施を決定。1 月 20 日に局長に報告した。

〔実施内容〕

平成 17 年 1 月 20 日から平成 18 年 2 月にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計 6, 297 件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

③熊谷社会保険事務所 【(1) (2); 先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を受けた担当課長が、平成 18 年 1 月 23 日に実施を指示。所長には事後報告した。

〔実施内容〕

平成 18 年 1 月 23 日から 30 日にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計 567 件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

④大宮社会保険事務所 【(1) (2); 先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を踏まえて、平成 18 年 1 月 12 日の所内収納対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成 18 年 1 月 27 日、30 日、31 日及び 2 月 27 日に、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計 2, 400 件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

⑤春日部社会保険事務所 【(1) (2); 先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を踏まえて、平成 18 年 1 月 23 日、担当次長が実施を指示し、所長にも報告。

[実施内容]

平成18年1月24日から26日にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計1,544件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

⑥所沢社会保険事務所【(1) (2); 入力後取消型】

[経緯]

事務局からの指示を踏まえて、平成18年1月26日、所長が実施を指示。

[実施内容]

平成18年1月30日、31日に、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計1,926件の猶予処理を行ったが、事務処理への影響を考慮し、2月1日から2月7日に取消。なお、承認通知書は作成していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①埼玉社会保険事務局

[経緯・実施内容]

平成17年秋頃、局長から大阪で電話による申請受付が行われていることを聞いた担当課長が、平成17年11月中旬以降、納付成績の良かった川越、秩父を除く各社会保険事務所に対し、電話による申請受付の実施を指示。

最終的に管内7事務所中4事務所において実施。

②浦和社会保険事務所

[経緯]

事務局からの指示を受け、平成17年11月21日の所内収納対策会議において、所長が実施を決定。

[実施内容]

平成17年11月から12月にかけて、所得情報に基づき、免除及び若年者納付猶予に該当する者について、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計311件の免除等処理を行った（事蹟なし 296件 事蹟あり 15件）。

③熊谷社会保険事務所

[経緯]

事務局からの指示を受け、平成18年4月22日、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

[実施内容]

平成18年4月22日に、電話等により本人の申請意思を確認して、申請書を代筆し、計19件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④川越社会保険事務所

[経緯]

浦和社会務所が事務局の支援の下で電話による申請受付を行っているとの情報を得て、平成18年2月9日の所内の収納対策会議で、所長が実施を決定。

[実施内容]

平成18年2月から4月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予に該当する者に対し電話勧奨を行う中で、申請の意思があり、多忙等の理由で申請が困難と申し出があった場合に限り、相手方の意思を再度確認の上、申請書を代筆し、計86件の猶予処理を行った（事蹟なし 16件 事蹟あり 70件）。

⑤大宮社会保険事務所

[経緯]

事務局からの指示を受け、平成17年12月、所長が実施を指示。

[実施内容]

平成17年12月以降、電話により本人確認と申請意思の確認を行い、申請書を代筆し、計16件の免除等処理を行った（事蹟なし 1件 事蹟あり 15件）。

千葉社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（千葉、佐原、松戸、幕張 計1,325件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（千葉、佐原、松戸 計689件）

※ (1)、(2)ともに、一部の事務所について、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①千葉社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月、事務局担当課長が来所した際に、事務局で独自に整理した納付猶予対象者の未申請者への対応手法の一つとして職権処理についての説明・提案があったことから、これを受けて、次長、担当課長が、目標納付率の達成のためとして、実施を決定。所長には事後に報告した。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年1月にかけて、納付猶予の対象者に対し文書勧奨等をした結果、申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者について、所得情報により納付猶予に該当する場合に、申請書を作成し、計659件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

②佐原社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月15日の課内会議において、目標納付率の達成のため、担当課長が実施を提案し、了承を得た後、所長に報告し、了承された。

〔実施内容〕

平成17年12月に、免除の対象者に対し文書勧奨等をした者のうち、申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者に対し、申請意思の確認を得たものとして、申請書を作成し、計417件の免除処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

③松戸社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬に、所得情報により明らかに免除等に該当する者の処理方法について検討していく中で、目標納付率の達成のため、次長、担当課長が実施を決定し、11月24日に所長の了承を得た。

〔実施内容〕

平成17年12月に、免除・納付猶予の申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者に対し、申請意思の確認を得たものとして、申請書を作成し、計82件の免除処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

④幕張社会保険事務所【(1) ②; 先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月11日、強制徴収対象者の整理と12月の目標納付率を達成するため、次長と担当課長が、実施について協議し、所長の了承を得た。

〔実施内容〕

平成17年12月26日から28日かけて、強制徴収対象者のうち所得情報から免除に該当する者に対し文書勧奨・戸別訪問等を行ったものの反応のなかった者について、先行して計167件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は発送していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①千葉社会保険事務所

[経緯]

平成17年11月、事務局担当課長からの提案を受け、次長、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。所長には事後に報告した。

[実施内容]

平成17年12月から平成18年1月にかけて、計441件の猶予処理を行った(事蹟あり)。

②佐原社会保険事務所

[経緯]

- 平成17年11月、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。所長に報告し、了承を得た。
- また、平成17年12月、担当課長の判断で、電話による免除勧奨中のやりとりの中で、本人から申請書の代筆を依頼され、担当職員が申請書を代筆し、免除処理を行った。また、所長は知らなかつた。
- さらに、平成18年2月下旬、外国人研修生の免除申請漏れが明らかになり、外国人の手続を支援する団体から提出された免除希望者名簿に基づき、担当課長の判断により、免除処理を行った。所長には報告していた。

[実施内容]

平成17年12月から平成18年2月にかけて、計234件の免除等処理を行った(事蹟なし 160件 事蹟あり 74件)。

③松戸社会保険事務所

[経緯]

平成17年11月中旬頃、次長、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。11月24日に所長の了承を得た。

[実施内容]

平成17年12月に、計14件の猶予処理を行った(事蹟あり)。

東京社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（墨田、中野 計2, 237件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（日本橋、八王子 計84件）

※ (1)、(2)ともに、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①墨田社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年1月23日、長期未納者に対する効率的・効果的な免除対策等の必要性から、担当課長が提案し、所長が決定。

〔実施内容〕

平成18年1月から4月にかけて、長期未納者に対して、連絡がない場合は免除等申請することに同意していただいたものとして処理する旨の文書を送付し、連絡がなかつた者のうち免除等に該当する者について、計2, 114件の免除等処理を行つた。なお、承認通知書は送付している。

②中野社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年4月5日、再三の勧奨によっても面談できない免除対象者の年金受給権の確保のためとして、担当課長が提案したところ、所長が了解。

〔実施内容〕

平成18年4月に、連絡がない場合は免除処理を希望するとみなす旨の文書を配達記録郵便により送付し、文書の到達が確認できて回答のない者については免除等申請の意思があったものとみなして、計123件の免除等処理を行つた。なお、承認通知書は送付している。

(2) 電話等により本人の意思確認を行つて承認したもの

①日本橋社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月30日、電話による免除勧奨を担当していた次長が、被保険者本人の不利益になること、また、当月の実績に反映させるためとして、自らの判断で実施。所長は知らなかつた。

〔実施内容〕

平成17年11月30日、電話勧奨により申請意思を確認できたもののうち申請書がその後も未提出であった者について、次長が自ら申請書を代筆し、計18件の免除等処理を行つた（事蹟なし）。

②八王子社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月14日の所内課内会議において、担当課長が提案し、会議後、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年11月、平成18年2月及び3月に、電話による納付勧奨時に、免除申請を希望する者で、かつ来所等が困難で代筆による申請書の作成・提出を要請された者について、申請書を代筆し、計66件の免除等処理を行つた（事蹟なし）。

神奈川社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（横浜西 計1,087件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかつた。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○横浜西社会保険事務所【(1) ②; 入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年3月9日、10日、目標納付率の達成のため、所長が自ら実施。

〔実施内容〕

平成17年3月9日、10日、免除勧奨を行ったものの申請書が未提出の若年者について、先行して1,087件の猶予処理を行ったが、入力処理後、京都の事案の報道を受けて不適正な処理と判断し、3月15日、16日に全件の取消処理を行つた。なお、承認通知書は送付していない。

新潟社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（新潟西 計 612 件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(新潟西、三条、柏崎 計 1,811 件)

※ (1)については、事務局が事務処理誤りを行い、その事後対応について事務所が主導し、事務局が了承していた。

(2)については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①新潟西社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年12月、短期間の中で戸別訪問により申請書を受理するための方策として、対象者から押印を得るための申請書の代筆作成とOCR帳票作成・入力支援を事務局に要請。
- 要請を受けた事務局は、事務所において戸別訪問により本人の確認印を得た者について手続きを進める認識の下、事務局事務センターにおいて、事務所からの連絡によりOCR帳票の入力を行ったが、事務処理誤りにより、未承認者分のOCR帳票も入力したことが判明。
- このため連絡を受けた事務所では取消処理を行ったが、事務局担当者との協議の上、申請書の受理の可能性の高い者については取消処理を行うことなく、個別訪問等による承認手続を進めていくこととした。
- 平成18年5月末時点で、計612件について、本人の申請意思を確認できなかった。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①新潟西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月下旬、所内課内打合せにおいて、納付率を引き上げるためとして、実施を決定。その後、所長も了解し、所内職員に支援を要請。

〔実施内容〕

平成17年12月に、戸別訪問で面談できなかつた者について、電話での申請意思の確認と申請書の代筆の同意を得て、計1,671件の免除等処理を行つた（事蹟なし1,548件 事蹟あり 123件）。

②三条社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月下旬、所内担当職員の打合せにおいて、再三免除勧奨を行つても未申請の者の年金受給権の確保のためとして、担当課長が実施を指示。その後、所長が了解。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話による申請意思の確認と申請書の代筆の了解を得た上で、計108件の免除等処理を行つた（事蹟あり）。

③柏崎社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月頃、三条事務所における電話による申請受付の実施を聞いた担当職員が、年金受給権の確保と目標納付率の達成に向けた取組として提案し、所長が実施を了承。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話により本人の申請意思が確認できた場合、申請書の代筆の了解を得て、計32件の免除等処理を行つた（事蹟あり）。

山梨社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（竜王 計985件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○竜王社会保険事務所【(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

平成18年1月頃、年金受給権の確保や納付率の向上のためとして、担当課長が実施を決定。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年2月6日から23日にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、先行して計985件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。